

鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務委託仕様書

1 業務名

鳩山町魅力発信デジタルブック作成業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 目的

新型コロナウイルス感染症収束後の積極的な観光振興を行うため、町の魅力発信やブランドイメージを高めるデジタルブックを作成し、移住推進と関係人口や来訪者の増加を図る。

4 業務委託内容

本業務は、本町の魅力を効果的に表現した「魅力発信デジタルブック（デジタル版町勢要覧）」を制作し、制作したデジタルブックを活用して地域の魅力発信を行うものである。

(1) 資料収集・企画編集・原稿作成業務

①資料収集

資料収集、取材、写真撮影、資料整理等

②企画編集

企画、構成、デザイン・レイアウト、原稿点検、校正等

③原稿作成・監修

原稿作成、イラストマップ等作成、監修等

(2) 製本等業務

①デジタルブック（電子ブック）の作成

②完成データのDTP・PDFデータ（原稿のINDDデータ含む）及び収納メディアの納品

※納品するDTPデータについては、リンクデータを同メディア内の別のフォルダに格納し、さらに、アウトラインの処理をしておくこと。

③制作にあたり使用した写真や画像、イラスト等のデータを収納したメディアの作成及び納品

5 仕様・規格等

(1) デジタルブックの構成・内容

①本町の魅力を踏まえ、本業務の目的のために効果的なデジタルブックを制作すること。

②PRするカテゴリーごとに見開き単位でレイアウトするものとし、カテゴリーごとに、町が意図する要件を的確に表現し、町特有の特色や魅力を発信すること。（カテゴリーの内容は、発注者の打ち合わせを実施した上で決定すること。）

③見る人に強い印象を与え、鳩山町を十分にアピールすることができる構成・デザ

インとすること。

- ④鳩山町のまちづくり及び町の将来像を踏まえたものとする。
- ⑤デジタルブックの特性を活かした構成とすること。
- ⑥既存WEBサイトやSNSへ誘導させる構成とすること。
- ⑦作成に当たってのデザイン、編集の方針については、発注者と協議の上、原案を作成し、それらを発注者に提示し、発注者の承諾を得て制作業務に移行するものとする。
- ⑧校正については、文字校正を3回以上、色校正を1回以上行うものとする。ただし、誤字・脱字等がある場合には、適宜、校正回数を増やすものとする。

(2) デジタルブックの仕様

- ①28ページ以上のデジタルブックをフルカラーで制作すること。
- ②デジタルブックの原稿はAdobe InDesign (indd形式) で作成すること。
- ③デジタルブックは、鳩山町ホームページに掲載することとし、デジタルブックが町ホームページから閲覧できることを確認したものを納品すること。
- ④パソコン (windows, Mac)、スマートフォン、タブレット (iOS, Android) で閲覧できるデジタルブックとすること。
- ⑤デジタルブックの閲覧環境は、一般的なOS及びブラウザであればデバイスに依存することなく閲覧できるデジタルブックとすること。
- ⑥可能な限り各種アプリケーションのダウンロードやインストールを必要とすることなく閲覧できるデジタルブックとすること。

(3) デジタルブックの機能

- ①本文中、記事等に関連WEBサイトへのリンク情報を設ける。
- ②デジタルブック閲覧用HTMLページの仕様は以下のとおりとし、ア〜クの要件を最低限満たすものとする。
 - ア. 表示は見開き2ページとする。
 - イ. 画面上で、前ページ及び次ページにめくる機能並びに最初及び最後のページへ移動する機能を有すること。
 - ウ. 拡大・縮小及びページ内移動の機能を有すること。また、拡大表示時は、ナビゲーション機能を有すること。
 - エ. 印刷機能は、ページごと又は見開きでの印刷ができるようにすること。
 - オ. 目次を作成し、目次項目 (ページサムネイル及びテキスト) から該当する本文へ移動する機能を有すること。
 - カ. 付箋機能を有すること。
 - キ. 検索機能を有すること。
 - ク. 操作説明機能を有すること。

6 納品する成果物

- ①作成したデジタルブックデータ及び製作に使用した写真等のデータを記録したDVD-R等の記録媒体2部。

※データを格納したDVD-R等のレーベル面に契約件名、作成日等の情報を印刷すること。

7 提出書類等

別添の委託契約約款に定める書類のほか、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 実施状況報告書
業務工程表、打ち合わせ記録及び発注者の求めに応じた業務実施状況報告書
- (2) 業務完了届
- (3) その他、業務に要した資料であって、発注者が求める書類

8 支払方法

支払方法は、業務完了後の一括払いとする。

9 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するため発注者が保有する個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

10 注意事項

- (1) 本業務に係る全ての経費は委託金額に含まれるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権等の知的財産権は、発注者に帰属するものとし、その利用及び再編集は発注者において自由に行うことができるものとする。
- (5) 受注者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受注者は、本委託業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合にはその賠償の責めを負うものとする。
- (7) 受注者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、鳩山町個人情報保護条例（平成12年条例第22号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (8) 受注者は、事故等の緊急事態に備えて即時対応が可能な体制を整えておくこと。
- (9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく発注者と受注者で協議して決定する。